

工場立地法の制度概要

対象工場

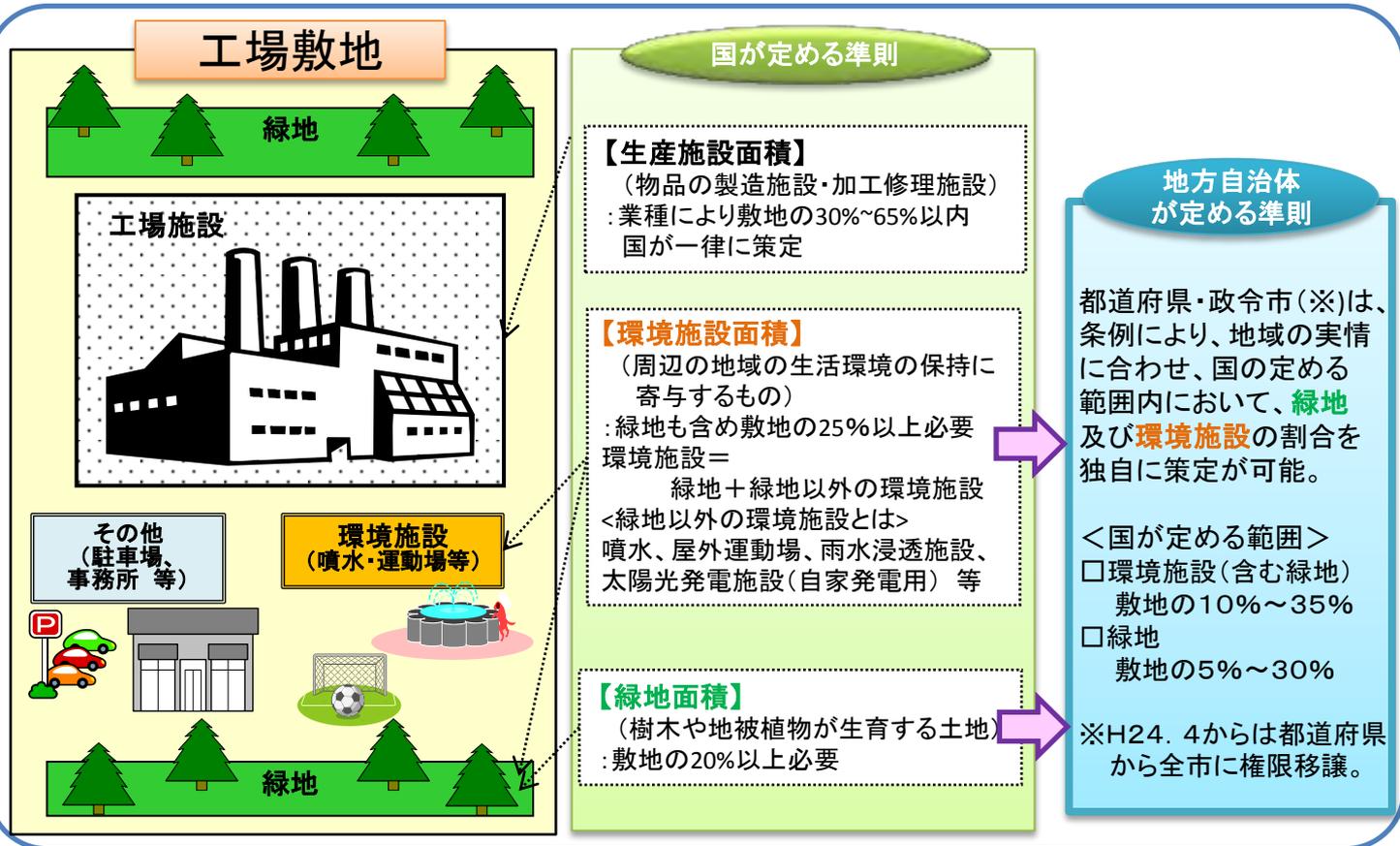
- ◆業種： 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く） かつ
- ◆規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県、政令市に対し届出。（届出から90日間は着工不可。但し、自治体の判断で短縮可。）

準則の内容

※地域の実情に応じ、都道府県及び政令市は、別途準則の制定が可能。



勧告・変更命令 罰則

準則に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

工場立地法における太陽光発電施設の取扱いについて

現状

- 東日本大震災による電力需給逼迫を契機に、再生可能エネルギー利用拡大の重要性が一段と高まり、その1つとしてメガソーラーが注目を浴びている。
- 既設及び建設・計画中の案件を含め、電力会社が実施主体の案件が20カ所以上、自治体・企業が実施主体の案件が30カ所以上進行。
- 「再生可能エネルギー特別措置法」成立の背景もあり、メガソーラー設置に当たり、規制緩和を求める声が寄せられており、障害となる法規制に対する、規制緩和の動きが加速化。
- なお、現状の太陽光発電施設は、電気供給業の場合、生産施設面積率として50%を遵守することが必要。

直近の動き

「エネルギー・環境会議」におけるエネルギー規制・制度改革

メガソーラーの立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積率について検討し、23年度中に結論を得て、速やかに措置を講じる旨、アクションプランに記載。

<その他 主な規制法>

- 電気事業法上の工事計画等の届出不要範囲拡大について、23年度中に結論を得て、速やかに措置
- 農地法、森林法等に関して、農山漁村への再生可能エネルギーの導入促進のため、特例措置を講じる制度創設に関する課題について検討し、23年度中に結論を得る 等

迅速に対応

メガソーラー普及を見据え、
生産施設面積率に関する
緩和が必要

工場立地法上の太陽光発電施設の取扱い

○売電目的である太陽光発電施設は、工場立地法において、電気供給業であり、**生産施設**として取り扱っているところ。

○現在、太陽光発電施設の敷地面積に対する生産施設面積率の上限は50%。



生産施設面積規制の緩和 [H24.1～(予定)]

○本年11月に開催された「エネルギー・環境会議」において、太陽光発電施設における生産施設面積に関し検討し、平成23年度中に措置することとされた。

○平成23年11月の産構審小委員会の議論を経て、太陽光発電施設**の生産施設面積率の上限を50%から75%の拡大に着手。**

○平成24年1月を目途に関係する告示の改正を行い、施行する予定。

現状



改正後



工場立地法における太陽光発電施設の取扱いに関する問題

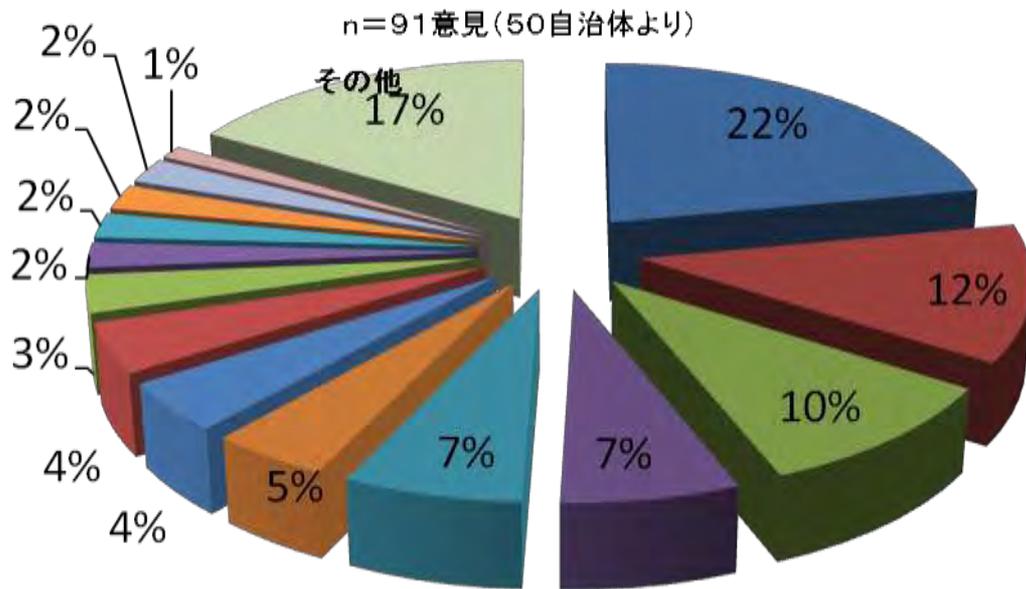
今後整理すべき課題としては

- 太陽光発電施設を学校、倉庫、ショッピングセンター等の特定工場以外の屋根に設置する場合や、特定工場の屋根に特定工場の設置者以外の者が設置する場合の工場立地法上の取扱いに関する整理を行っていくことが必要。
- 現在、太陽光発電施設の特質性※を踏まえ、これらの問題に対し検討中。

※太陽光発電施設が、その他の特定工場と異なり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤の沈下、悪臭等の公害を引き起こす蓋然性は限りなく低いものの、太陽光発電施設を大規模に設置した際の、景観や反射の問題、漠然とした圧迫感等の問題については、今後も慎重に対処すべきとの意見がある。

(参考) 太陽光発電施設が住環境の近くに設置される場合の影響

(出所: 地方自治体向けアンケート(H23.6 経済産業省))



- 反射光問題が心配
- 景観問題が心配
- 影響などが不明なため、国で十分調査・研究を行い、自治体や地域住民に共有すること
- 電磁波問題が心配
- 環境、生態系への影響が不安
- 事例がないので分からない
- 住環境との遮断を行い、住民の安全を確保する方法を検討しなければならない。
- 必要な用地の広さ等から住環境に近接した、メガソーラーの立地は考えにくい。
- 施設設置及び周辺整備による熱問題が心配
- パネル設置作業や定期的なメンテナンス作業などで、頻繁に人の出入りがある場合、自然環境や住環境を悪化させない配慮が必要。
- 災害時に開放し、地域住民が非常電源として使用することができれば防災・保安効果が見込まれる。
- 近隣の住宅の日当たり等が気になる
- 電波の受信障害が心配である。

メリット

～その他の意見～

- ・騒音振動等の環境負荷が少なく、CO2排出量削減効果が見込まれるなど良い
- ・環境学習等にも資する施設であり、反対意見が大勢を占めるとは考えにくい。
- ・自然エネルギー利用について住民への啓発になる
- ・関連産業や雇用が近隣に見込まれるなら好ましい。
- ・当該地域全体の環境意識にかかるイメージ向上につながる
- ・スマートグリッド、マイクログリッドなどへの活用の可能性が広がる。
- ・様々な企業や産学官が連携し新たな産業アプリケーションの実証ができる場となることが考えられる。

懸念等

- ・風切音などの騒音、および土埃の飛散が心配される
- ・施設内に人が少ないため、周辺の防犯、不法投棄防止などにも配慮が必要。
- ・騒音、事故が発生した場合の住民への被害が心配である。
- ・人体等への科学的影響について、住民から不安の声があった際、回答が難しい。

- ・常駐職員を配置しないケースが多いだろうが、草刈り等を含め適切な維持管理の実施が担保されない限り、周辺住民の理解は得にくい。
- ・資材搬入により大型車両の通行や、機械の駆動音等がある場合は苦情が出る可能性がある。
- ・電波の受信障害